



内閣感染症
危機管理統括庁

事業者・職場における新型インフルエンザ等 対策ガイドラインの概要について

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁

事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

ガイドラインのポイント

- 本ガイドラインでは、新型インフルエンザ等発生時の組織としての意思決定方法の検討や職場における感染対策、事業継続方針の検討、職場における教育・訓練、BCP等の点検・改善について記載

業務計画及びBCP策定・実施の留意点

1. 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立	2. 感染対策の検討・実施	3. 新型インフルエンザ等に備えた事業継続の検討・実行
<u>①危機管理体制の整備</u> - 発生時の継続業務・縮小業務の内容や感染対策の実行について、発生前の段階から検討 - 平時には、BCPの運用を推進する社内体制を確立 - 発生時に備え、経営者をトップとした組織による感染予防・事業継続に関する意思決定体制・指揮命令系統を構築 <u>②情報収集・共有体制の整備</u> - 平時から国やJHS等が発信する新型インフル等及び対策についての情報を収集、継続して入手する体制を構築 - 事業者団体等との情報交換や発生時の連携等について協議 - 従業員に対して感染症情報や感染対策の実施について普及啓発・訓練 - 発生時に備え、情報を従業員等に正確に周知、従業員の発症状況等を確認する体制を構築	<u>①平時における感染対策の検討</u> - 職場の感染リスクについて業態も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスク低減の方法を検討 - 職場で感染の可能性がある者がいる場合を想定した対応措置の立案 <u>②発生時における感染対策</u> - 有症状時に出勤を控えるよう勧奨、咳エチケット・手洗い、人混みを避けた行動等の一般的な留意事項について従業員に注意喚起 - 職場の清掃・消毒・換気等の職場における感染対策の実行 - 欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認等の実施 - 事業所で従業員が発症した場合、作業班による援助や相談センターへの連絡を実施 <u>③海外勤務する従業員等への対応</u> - 発生国等に駐在する従業員及び家族の現地における安全な滞在・退避等について検討、また発生国等への出張は不要不急の場合中止を検討	<u>①事業継続方針の検討</u> - 発生時における事業継続に係る基本的な方針を発生段階ごとに検討 - 発生初期においては感染対策や業務の縮小・休止等対策を積極的に講じ、同時に経営に重大な影響を及ぼさないような方策や感染終息に向かった場合の円滑な復旧のための方策を構築 <u>②事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定</u> - 自組織の事業が受ける影響について分析し、発生時の事業の継続レベル（継続、縮小、休止）を発生段階ごとに特定 - 一般の事業者は発生時の事業の需要の変化を予測し、感染リスクと経営維持の観点から総合的に判断。指定（地方）公共機関、登録事業者は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するため、重要業務の洗い出しを実施 <u>③重要な資源等の確保</u> - 業務継続に不可欠な資源等を洗い出し確保するための方策を講ずる - 一部の従業員が欠勤することを想定した代替策の準備 <u>④人員計画の立案</u> - 多くの従業員が欠勤することを想定し人員計画を立案。取引事業者も含め、運営体制について業務の性格に応じ検討し対策を講ずるとともに、従業員等への教育・訓練を行う - 早い段階で感染対策を講じ、欠勤者数が増加する前に計画的な業務量の減少を実施 <u>⑤新型インフルエンザ等発生時におけるBCPの策定・実行</u> - 事業者は発生段階ごとの人員計画を含むBCPを策定・実行 - 海外での発生時には、外務省等からの情報収集につとめ、海外勤務者等の帰国方針等を策定 - 国内での発生初期には、感染対策による業務の支障、学校や福祉サービス等の休止等を想定した人員計画を立案・実行 - 感染拡大時には、国から示される情報を踏まえ感染対策を講じ、事業所内での感染拡大時には自主的な一時休業も想定し、どのような状況で一時休業を行うか検討。影響が長期に及ぶ場合には財務の安定や人員の確保等の事業継続に向けた対策を検討

教育・訓練

- 各事業者は感染症に関する正しい知識を取得し従業員への周知に努め、基本的な感染対策を実施
- 新型インフルエンザ等発生に備えたBCPを円滑に実行できるよう教育・訓練を実施（発生前の危機管理組織の体制整備、クロストレーニング、テレワークの試行等）
- 感染症対策に対する従業員の意識を高め、発生時に的確な行動を取れるよう訓練を立案・実施（発生初期に従業員が発症、感染が拡大する時期に進展するなど複数の状況を勘案した机上訓練、職場内で発症者が出た場合の対応訓練等）
- 感染者等に対する偏見・差別等を防ぐために必要な啓発を行うことが望ましい

点検・改善

- 事業者は実効性の維持・向上の観点から、下記のような取組を定期的に行い、BCP等の点検・改善を行うことが重要
 - 監督官庁や保健所等との相談、取引先と協議等
 - 訓練の実施による対応上の課題の明確化・計画の再検討
 - 感染対策等に関する新しい知見の入手
- 実際の発生時には、国等から正確な情報を入手し的確に行動
- 有事においては、対応上の課題等を整理し、適宜計画の見直しをすることが重要

次の感染症危機に備え、事業者の皆様にご心がけていただきたいこと①

「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」は事業者を実施いただきたい事項が多数記載されているものになります。各事業者の規模や実情に沿って、ガイドラインの内容を可能な範囲で出来るだけご対応ください。

※以下はご対応いただきたい事項を優先順に挙げております。

①コロナ時の対応を踏まえた課題の洗い出し

コロナの時の経験を思い出していただき、今振り返れば「こうした備えをしておけばよかったのではないか」と思う点について、忘れないうちに紙に書きだし、時を置かず、少しずつ、その課題に着手してください。

※全ての事業者において、記憶がなくならないうちに早期にぜひ実施していただきたい事項になります。

②情報収集や連絡体制の整備 <第2章—1—（2）情報収集・共有体制の整備>

平時において、国や都道府県等が発信する最新の情報を収集しつつ、いざという時に事業者間や関係者との情報共有や連携がスムーズにできる様に、連絡先を確認しておくことが重要です。

③基本的な感染対策の準備 <第2章—2—（1）平時における感染対策の検討>

平時から、基本的な感染対策について情報収集や従業員への周知といった準備をしておきましょう。（有事においては、マスク・咳エチケットや手指消毒といった基本的な感染対策に加えて、新型コロナ流行時に換気の重要性が浮かび上がった様に、流行している感染症に有効な対策として国等から発信される最新の情報も踏まえた感染対策を行うことが重要です。）

次の感染症危機に備え、事業者の皆様にご心がけていただきたいこと②

④発生時の役割分担の確認 <第2章—1—（1）危機管理体制の整備>

発生時に備えて、感染対策や事業の継続に関して、誰がどのような意思決定を行うか、役割をあらかじめ決めておきましょう。

⑤事業の分類 <第2章—3—（2）事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定>

平時のうちに、各事業について、強化すべき業務（感染症対応のために新たに発生する業務）、継続すべき業務（最低限の経営の維持に必要な業務）、一時的に縮小すべき業務（急を要さず後回しにできる業務）について整理しましょう。有事に見直すことも可能であるため、まずは気軽に取り掛かりましょう。

※次ページ以降の図表を参考

⑥事業継続計画の作成と訓練・研修 <第2章—3～5>

感染拡大時に従業員の健康を守り、なおかつ可能な限り経済的な負担を軽減するために、①～⑤の内容を踏まえて計画（事業継続計画）を立てましょう。計画の際には、人員（業務継続に必要な最小限の人数の把握等）や物資（マスクや消毒用アルコール等）といった業務継続に不可欠な資源を洗い出しておくことが重要です。

計画を立てたら、定期的に従業員の研修や机上訓練を実施しましょう。それらを踏まえて計画の見直しを行い、実効性の維持や向上に努めましょう。

※事業規模の大きな事業者においては、①～⑥全ての事項について実施をお願いします。

※計画や訓練の際には最後のページに紹介しています統括庁HPも参考にしてください。また、個別の業種や業態ごとに特に留意すべき事項については、業界団体等においてガイドライン等が作成されている場合があるので適宜参照してください。

注）・各項目の＜＞は事業者ガイドラインの該当記述の箇所となります。

・①～⑥の優先順位は一般的な事業者を念頭に統括庁が考えたものです。適宜、実情に沿ってご検討ください。

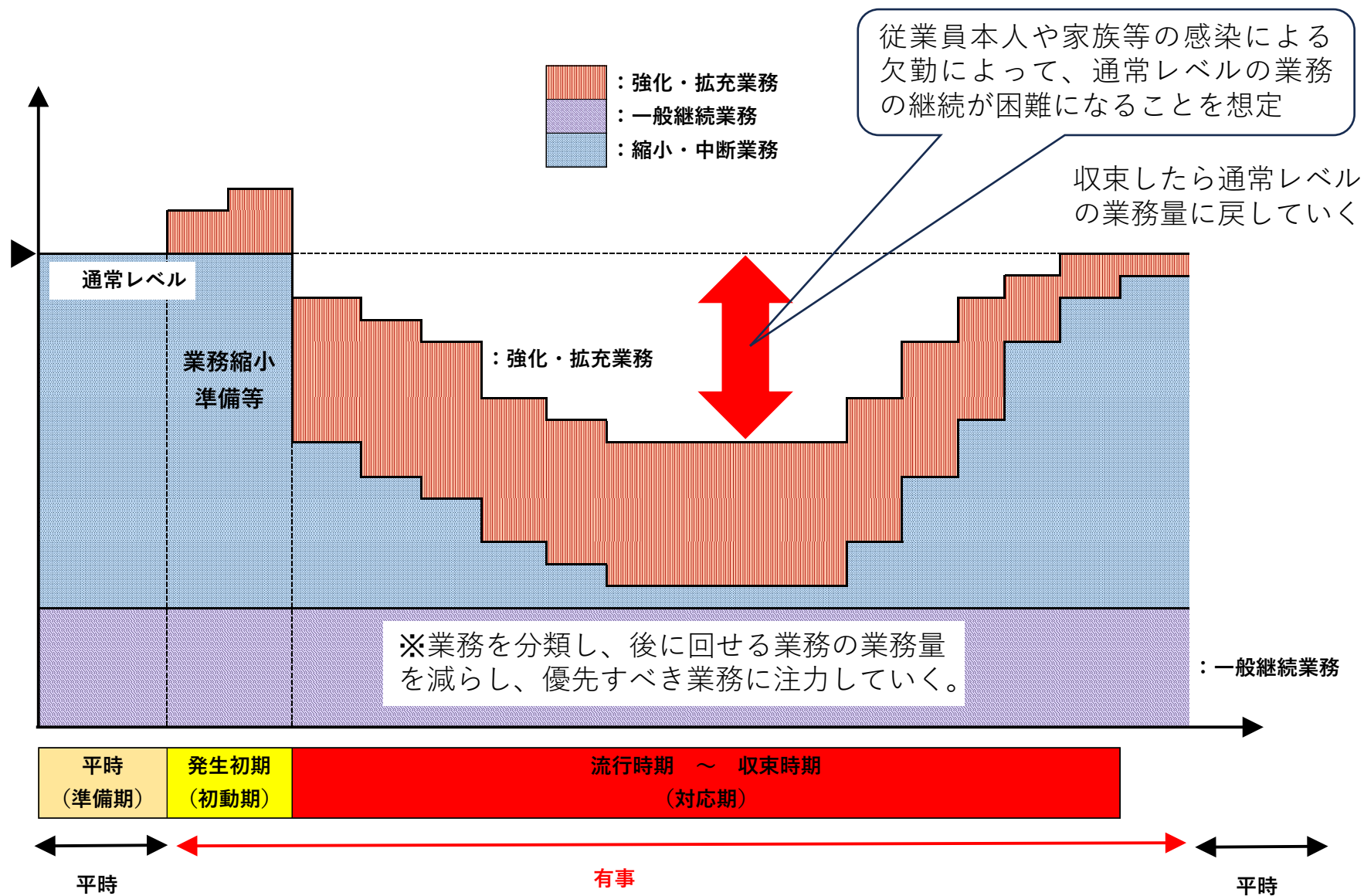
業務仕分けのイメージ

【有事の際に】

- 増加が見込まれる業務 ⇒ 『強化・拡充業務』を優先的に実施し、『一般継続業務』を適切に継続。
職場における感染対策を徹底し、勤務体制を工夫。
- 優先的に減らす業務 ⇒ 必要に応じて縮小又は中断し、人員の増加が見込まれる業務に投入。
(『縮小・中断業務』)

業務の区分	業務の性格
強化すべき業務 (強化・拡充業務)	● 新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの (例: 感染対策のために清掃を行う等)
継続すべき業務 (一般継続業務)	● 最低限の経営の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することで、経営に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの ● 経営を継続するための環境を維持するための業務
一時的に縮小すべき業務 (縮小・中断業務)	● 中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、縮小又は中断することが可能な業務 (例: 毎日ではなく数日分まとめて後回しで実施できる業務等)

業務量の変化イメージ



参考

統括庁ではHPに「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」を公開しておりますので、感染症危機管理の検討の際に参照ください。

○内閣感染症危機管理統括庁HP：

政府行動計画等

<https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html>



○内閣感染症危機管理統括庁HP：

各項目別ガイドライン

(特に「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を参考にしてください)

<https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/index.html>



○内閣府防災担当HP：

事業者向けのガイドライン等

(特に内閣府が策定している「事業継続ガイドライン」や経済産業省が策定している「中小企業BCP策定運用指針」を参考にしてください)

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/sk.html>



新型インフルエンザ等対応 中央省庁業務継続ガイドライン

令和6年9月27日

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁

目 次

1.	はじめに.....	1
1.1	本ガイドラインの目的.....	1
1.2	「中央省庁業務継続ガイドライン（首都直下地震対策）」との関係.....	2
1.3	本ガイドラインの適用範囲	3
1.4	政府の体制	3
1.4.1	平常時の体制	3
1.4.2	新型インフルエンザ等発生時の体制.....	4
2.	業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定	6
3.	業務継続計画の基本的考え方.....	7
3.1	政府に求められる役割.....	7
3.2	業務継続の基本方針	8
3.3	業務継続計画に盛り込むべき事項.....	13
4.	業務の仕分け.....	14
4.1	発生時継続業務	14
4.2	発生時継続業務以外の業務	15
4.3	感染リスクと業務継続の考え方	16
4.4	制度の弾力運用等の検討	16
5.	必要な人員、物資及びサービスの確保	18
5.1	基本的な考え方	18
5.2	人員計画の作成	18
5.3	指揮命令系統の明確化.....	22
5.4	物資・サービスの確保.....	22
5.5	情報システムの維持	22
6.	感染対策の検討・実施	24
7.	業務継続計画の実施.....	28
7.1	業務継続計画の発動	28
7.2	状況に応じた対応.....	28
7.3	通常体制への復帰.....	28
8.	業務継続計画の維持・管理等.....	29
8.1	関係機関等との調整	29
8.2	公表・周知	29
8.3	教育・訓練	29
8.4	点検・改善	30
参考 1	：業務継続計画の目次（例）	31
参考 2	：勤務形態の検討（例）	32
参考 3	：各課室で把握・管理すべき職員の代替要員（整理の例）	34

参考 4 : 備蓄品リスト (例)	35
参考 5 : 業務継続に必要なサービス・消耗品のチェックリスト (例)	36
参考 6 : 職場における感染対策 (例)	37

1. はじめに

1.1 本ガイドラインの目的

- 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。
- 政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務（以下「最低限の国民生活の維持等に必要な業務」という。）を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。
- 本ガイドラインは、新型インフルエンザ等発生時においても、国の行政機関である内閣官房、内閣法制局、人事院、デジタル庁、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本府省等、地方支分部局、施設等機関の各組織（以下「中央省庁」という。）がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省等における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的とする。
- 全ての各府省等は、本ガイドラインに沿って、業務継続計画を策定、公表することが求められるが、その際、国民生活や関連業界に与える影響に鑑み、また、地方公共団体や民間事業者が計画を策定する際の参考となるよう、適切な検討を行うことが望まれる。

1.2 「中央省庁業務継続ガイドライン（首都直下地震対策）」との関係

- 中央省庁の業務継続計画については、本来、対象となるリスクごとに策定されるのではなく、一つの計画により想定されるリスクすべてに対応することが望ましいと考えられる。新型インフルエンザ等の業務継続計画を検討するに当たっても、首都直下地震の業務継続計画との間では、中央省庁の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られる。既に内閣府政策統括官（防災担当）は、首都直下地震に対応した業務継続計画策定のためのガイドライン（中央省庁業務継続ガイドライン第3版（首都直下地震対策））を公表しており、各府省等は本来、様々な発生事象に有効な対策を検討しておくことが求められるとしている。
- このため、新型インフルエンザ等と首都直下地震への対応を一本の業務継続計画とし、例えば、章建てを変えて記載することは合理的である。他方、両者は、被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なること等から、別個の業務継続計画として策定することも考えられる。各府省等においては、それぞれの業務の特徴等を踏まえ、適切な形式を判断するものとする。いずれの形式を採用する場合においても、新型インフルエンザ等による影響やその特性を踏まえた上で、業務継続を検討することが重要である（表1）。
- また、新型インフルエンザ等のまん延時においても、地震等他の災害が発生するおそれがあることから、複数の災害が同時に発生する場合の業務継続の在り方についても、首都直下地震の業務継続計画の見直しを含め、各府省等において検討しておく必要がある。

表1 業務継続計画における新型インフルエンザ等による影響とその特性

項目	新型インフルエンザ等による影響とその特性
業務継続方針	○感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	○被害が国内全域、全世界的となる（自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実）。
被害の期間	○病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響予測が困難
災害発生と被害制御	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害規模は感染対策により左右される。

1.3 本ガイドラインの適用範囲

- 本ガイドラインの適用範囲は、各府省等の内部部局、施設等機関及び地方支分部局とするが、各府省等においては、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を行う独立行政法人等についても、本ガイドラインを参考に業務継続計画を策定するよう指導することが望ましい。
- また、業務継続計画については、本省、各施設等機関、各地方支分部局といった組織ごとに検討を行うことが必要であり、さらに、各府省等間や各府省等内の組織間で相互に整合性を図ることが求められる。
- 加えて、各府省等において、それぞれの業務の継続に不可欠な関連事業者（サプライチェーン等）に対しても、業務継続計画を策定するよう、要請することが望まれる。
- なお、国会、裁判所や会計検査院は、本ガイドラインでいう「中央省庁」には該当せず、業務継続計画の策定を行うかどうかについては、それぞれにおいて判断されるべき事柄であるが、新型インフルエンザ等のまん延時においても、これらの機関の最低限の機能は維持される必要があると考えられ、機関内での感染対策が講じられるべきであること、国会審議等の状況は、中央省庁の業務に大きく影響することから、新型インフルエンザ等発生時における対応方針を検討することが望まれる。

1.4 政府の体制

1.4.1 平常時の体制

（１）政府全体の体制

- 平時には、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合に備え、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要であるため、各府省等は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。また、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。加えて、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。
- その他、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和６年７月２日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）や新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイド

ライン（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁。以下「対策ガイドライン」という。）等の関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見も聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）を中心に行う。

（２）各府省等内の体制

- 各府省等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業務継続計画を策定する。その際、必要に応じ、業務継続計画の内容について各府省等内で意思統一を図るための体制（各府省等の対策本部や各府省等内連絡会の設置など）を整備する。
- 各府省等の業務継続計画の策定、管理及び継続的な改定については、首都直下地震の業務継続計画との整合性を確保しつつ、各府省等の組織全体に対する指導・調整を行うことができる適切な部署（各府省等の官房組織等）において行う。
- 各府省等は、政府行動計画において準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

1.4.2 新型インフルエンザ等発生時の体制

（１）政府全体の体制

- 政府は、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。）の決定等を行う。
- その際、あらかじめリスト化されている各府省等の有事専従者を統括庁に招集し、統括庁の体制を充実強化する。また、感染症対応に係る業務に携わる各府省等の幹部職員を統括庁に併任発令して統括庁の管理の下で政府として一元的な対応を図る。統括庁と関係省庁が一体となって、WHO等からの発生動向等に関する情報収集、国民・事業者等各層への情報提供・共有、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策、サーベイランスや積極的疫学調査等に必要な保健所体制の整備、相談センターの整備、患者の受入に必要な医療提供体制の確保、感染症対策物資等¹の確保等の初動対応における重要な課題に取り組む。

¹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

- 加えて、政府対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省の体制を強化するため、同省内外から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築する。その際、各府省等は必要な応援職員の確保に努める。

（２）各府省等内の体制

- 各府省等は、統括庁と緊密な連携を図りつつ、それぞれ対策本部等を開催して速やかに業務継続計画を発動する。その際、あらかじめ定めておいた人員体制等を、実際の状況に合わせて調整しつつ、具現化する。なお、人員体制等を定める際には、統括庁への有事専従者を除いた形とするとともに、厚生労働省へ応援職員を派遣する場合があることに留意すること。
- 各府省等は、政府行動計画で示されている時期区分に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、各府省等・各課室における業務継続計画の実施責任者は、実際の状況に応じて対応の変更、又は計画の修正など、弾力的な運営を行う。

2. 業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定

- 新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、各府省等において業務継続計画を策定する際には、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大 40%程度の欠勤を想定することなどが考えられる²。
- 各府省等は、新型インフルエンザ等が発生した場合について、政府行動計画に示されている感染症危機における有事のシナリオの考え方等を参考としながら、また、所管行政分野の関係者やリスクマネジメントの専門家の意見を聴きながら、所管業務に及ぼす影響をもれなく検討することが必要である。
- なお、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しい。本ガイドラインにおいては、上記の想定に基づき業務継続計画を策定することを推奨するが、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要があり、また、必要に応じ、あらかじめ複数の選択肢を準備しておくことが望ましい。
- また、職員の休暇等、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定しておくべきである。

2 米国の国土安全保障会議や労働安全衛生局のガイドライン等において、従業員の欠勤率が最大 40%と想定されていること等を踏まえ、政府行動計画に基づく対策ガイドライン（事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン）に記載されており、参照した。なお、当該水準は目安であり、実際には、業務内容に応じた柔軟な想定が組まれることが重要であり、その際には、新型コロナ対応を経たりリモートワークの普及や感染症による影響の長期化の可能性も踏まえる必要がある。

3. 業務継続計画の基本的考え方

3.1 政府に求められる役割

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、各府省等における新型インフルエンザ等対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。
- 一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人の感染や同居者等の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。
- このため、職員の生命及び健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小又は中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。
- 新型インフルエンザ等発生時にも継続することが必要な業務の実施体制等については、現時点では、病原体の性状やそれによる被害の正確な予測は難しいことから、有効な対策を検討する上で欠勤率等の想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策の検討・準備を行うことが重要である。
- また、社会・経済システムは相互に複雑に依存しており、各府省等において予測困難な事態が生じることもあり得る。したがって、どのような業務の継続が必要となるかを事前に詳細に確定することは困難な面もあるが、そのような中でも、新型インフルエンザ等発生時において想定される国民や事業者の行動を可能な限り推測し、対応を検討することが必要である。
- 他方、各府省等における業務の縮小又は中断、実施拠点や実施方法の変更は、国民や事業者、外国等との関係に大きく影響する可能性があるため、事前に十分周知を行い、理解を求めることが必要である。このため、各府省等は、新型インフルエンザ等発生時に継続する業務の具体的範囲や外部の関係者に影響を及ぼす部分を含め、業務の仕分けに関する素案を速やかに公表し、必要に応じ、関係者と協議を行った上、計画を策定する。

3.2 業務継続の基本方針

- 各府省等は、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等に取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。
- 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、各府省等において発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入する^(※1) ことにより確保する（図1、表3）。
- 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代での勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ等様症状のある職員^(※2) は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。
- さらに、新型インフルエンザ等は、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても同居者等の接触者に感染者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。このため、各府省等においては、濃厚接触者として感染症法第44条の3第1項の規定に基づき都道府県等³ から外出自粛等の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。
- 新型インフルエンザ等発生時において、特措法の規定⁴ に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策やテレワークを行う等、適切な業務継続方法について検討を行う。
- 各府省等においては、以上の基本的な考え方を踏まえ、発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分け、発生時継続業務を遂行するために必要な人員、物資等の確保等

³ 都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。

⁴ 特措法第24条第9項、第31条の8第2項及び第45条第1項

について検討を行う。発生時継続業務を遂行する場合、感染対策を講じていても、何らかのリスクを伴うことが想定される。感染する危険を冒しても業務を続ける必要があるか否か、業務継続の必要性と業務継続による感染リスクとのバランスについて各府省等内で意思統一を図るとともに、必要に応じ、業務遂行上関係のある各府省等や関係機関とも調整する（表２）。

- 各府省等は、発生時継続業務の着実な遂行のため、平時から発生時継続業務等の業務の仕分けを行い、以下の各時期における業務量の考え方に基づいて、事態の進展を踏まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させることが重要である。

（初動期）

- ・ 統括庁や厚生労働省の方針を適時確認しながら、政府対策本部等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、各府省等は発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整えること。

（封じ込めを念頭に対応する時期）

- ・ 政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定後において、政府は、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定される。各府省等は、感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、必要に応じ発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らすこと。

（病原体の性状等に応じて対応する時期）

- ・ ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていく。感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、各府省等は感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続すること。

（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされるため、各府省等は適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。

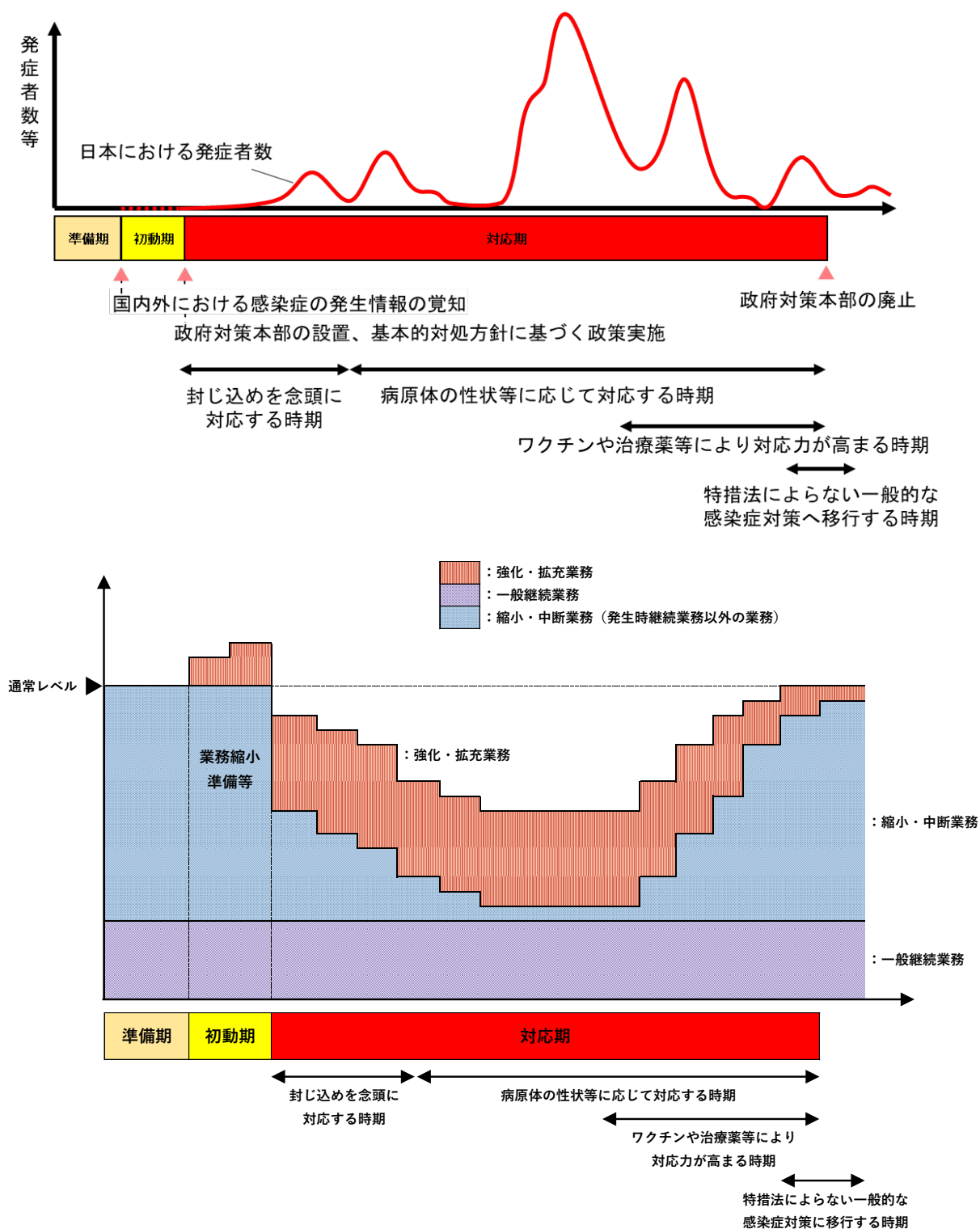
(※１) 強化・拡充業務の中には、その担当部局の平常時の体制を維持するだけでは人員が足りず、抜本的に増強しなければならないものもあると考えられるが、発生時継続業務以外の業務の縮小又は中断を思い切って行わなければ、そのための人員を確保できないことに留意すべきである。

(※２) 「新型インフルエンザ等様症状のある職員」の症状については、発熱、咳、全身倦怠感等が想定されるが、新型インフルエンザ等が実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表する。通常のインフルエンザとの区別がつきにくい可能性がある場合は、インフルエンザ様症状のある職員に対して、病気休暇の取得を要請する。また、症状を有しているにもかかわらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断として医師の診察を受けさせることができる(人事院規則 10－4 第 21 条)。その診断結果により、病気休暇を取得して治療、療養に専念してもらうこととなる。(新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等のウイルスの保有者である場合には、人事院規則 10－4 第 24 条第 2 項に基づく就業禁止もあり得る。) なお、併せて、外出自粛の徹底を要請する。

表 2 業務継続の基本方針

- 強化・拡充業務については、優先的に実施
- 一般継続業務については、適切に継続
- 発生時継続業務以外の業務については、各府省等において発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入
- 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断
- 新型インフルエンザ等様症状のある職員に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請
- 患者と濃厚接触し、感染症法第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づき都道府県等から外出自粛等の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請
- 発生時継続業務については、職場における感染対策を徹底し、テレワークの活用も含めて勤務体制を工夫

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

表3 業務区分ごとの業務量の時系列イメージ

【 】：平時を100%としたときの業務量の割合（イメージ）

		初動期	対応期		
			封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
発生時継続業務	強化・拡充業務	【100～120%】 ・業務継続計画の発動 ・水際対策の開始 ・当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ・ゲノム情報 / 病原体入手・提供 等	【120～150%】 ・水際対策の継続 ・まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含めた強度の高いまん延防止対策の実施 ・医療提供体制の確保 等	【120～150%】 ・リスク評価の結果に基づく水際対策の柔軟な検討 ・リスク評価の結果に基づくまん延防止対策の検討 ・段階的に医療提供体制を拡充 等	【100～120%】 ・業務縮小 ・水際対策継続の要否の判断 ・強度の低いまん延防止策の実施 ・通常の医療提供体制に段階的に移行 等
	一般継続業務	【100%】 ・業務継続計画の発動 ・交代での勤務、全省的なテレワーク等の体制構築の準備	【90%】 ・業務の継続 ・可能であれば、業務縮小	【80%】 ・同左	【90～100%】 ・通常業務体制への移行の検討
発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）		【100%】 ・業務継続計画の発動 ・あらかじめ整理した縮小・中断業務の大幅縮小又は中断の準備	【20～80%】 ・業務の大幅縮小又は中断の開始 ・発生時継続業務に対する支援	【0～60%】 ・業務の大幅縮小又は中断 ・発生時継続業務に対する支援	【80～100%】 ・通常業務体制への移行の検討

（注）【 】内の業務量の割合については、1つのイメージであり、時期区分ごとの業務量は様々であるため、各時期における3つの区分の業務量を足し合わせても300%になるわけではない。

3.3 業務継続計画に盛り込むべき事項

- 業務継続計画には、次の3つの要素を盛り込むことが必要である。

(1) 時期区分別の戦略

- 業務の仕分けにより発生時継続業務に分類されたものについては、その特性を考慮し、可能なものについては、3.2 業務継続の基本方針で示す各時期の業務水準の目標を記載する。また、どのような人員・資源配分を行うかなどについても、可能な限り検討する。
- 具体的には、職場における感染対策、人員体制、通勤手段、勤務方法、継続的な安否確認体制、業務に不可欠な物資・サービスの調達方法、関係機関との情報共有や協力体制などを記載する。
- なお、新型インフルエンザ等の発生時に起こりうる事態を正確に予測することは容易でないことから、複数の事態を想定した上、対応も複数の選択肢を用意しておき、実際の場面でどの選択肢を採用するか決定することが望ましい。

(2) 事前の準備

- 新型インフルエンザ等発生時の対応を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、必要な機器・物資の調達、関連事業者との調整、予算の確保などを含め、準備を計画的に行うためのスケジュールを明らかにする。

(3) 業務継続計画の維持・管理

- 業務継続計画を有効に実施するためには、継続的な維持・管理が重要であり、人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報の更新、定期的な訓練とその結果のレビューの実施、幹部を含む職員の意識啓発、業務継続計画の内容の継続的な見直し・改善などについて、明記しておく。

4. 業務の仕分け

4.1 発生時継続業務

- 発生時継続業務の具体的範囲については、政府行動計画や対策ガイドラインに示されている各府省等の役割、業務の縮小又は中断が国民生活に与える影響の大きさ等を踏まえ、事前に検討し、明らかにしておくことが必要である（表4）。

【強化・拡充業務】

- ・政府行動計画や対策ガイドライン等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの。
- ・新型インフルエンザ等発生時には、状況に応じ、緊急に法令の改正等が必要となる可能性もあり、それに関する業務も該当。
- ・新型インフルエンザ等発生時の社会・経済の混乱防止、指定（地方）公共機関及び登録事業者（特定接種の登録対象となっている事業者）や地方公共団体に対する支援などの業務も該当。
※強化・拡充業務に区分された業務であっても新型インフルエンザ等対策の事態の進展等に応じ、縮小されるものを含むことに留意すること。
※新型コロナウイルス感染症対応時においては、事業者等への支援策が多数実施されたことから、これらの業務量が増加する可能性があることに留意すること。なお、各府省等により新型コロナウイルス感染症対応として行われた事業について、次なる感染症危機への参考とするため、整理を行っている⁵。

【一般継続業務】

- ・最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。
- ・発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も該当。

- 発生時継続業務の範囲を検討する際には、以下の点に留意する。

5 「新型コロナウイルス感染症対応に係る事業等の概要について」資料1-1、1-2（令和6年7月2日 内閣感染症危機管理統括庁）
(https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/covid_response_projects_summary.pdf)

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても真に継続することが必要な業務に資源を集中するため、個々の業務を精査し、必要最小限に絞り込むこと。
- ・ 上記の検討に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応時において、各府省等で実際に業務の延期又は中止を行った事例を整理し、過去の取組事例を参照できる状態にすることが望ましいこと。
- ・ 発生時継続業務に位置付けられた業務の課室レベルの責任者（業務継続計画の実施責任者。課室長等）は、その業務が確実かつ適切に実施されるよう責任を負う立場となるため、事前の準備段階も含め、主体的に行動することが必要であること。
- ・ 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）の課室レベルの責任者（業務継続計画の実施責任者。課室長等）は、発生時継続業務を行う部門に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力すること。
- ・ なお、発生時継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深めることも重要であること。

（一般継続業務の工夫）

- 一般継続業務であっても、国内で感染が拡大・まん延している状況での行政需要の低下により、一定期間休止したり、業務量を縮小したりすることが可能なものがありうる。また、例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できるものなどもあると考えられることから、業務の内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

4.2 発生時継続業務以外の業務

- 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、各府省等において発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、初動期から段階的に業務を縮小し、国内で感染が拡大・まん延している状況では可能な限り中断することとし、その場合の縮小又は中断の手順や関係者への周知方法を検討する。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性も考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うことについて留意すること。

4.3 感染リスクと業務継続の考え方

- 各府省等は、新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小又は中断する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。
- 特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、オンライン会議や電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期を検討する。

4.4 制度の弾力運用等の検討

- 国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を整理する。なお、各府省等により新型コロナウイルス感染症対策として行われた法令の弾力的運用等について、次なる感染症危機への参考とするため、整理を行っている⁶。

6 「新型コロナウイルス感染症対応に係る事業等の概要について」資料2（令和6年7月2日 内閣感染症危機管理統括庁）（https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/covid_response_projects_summary.pdf）

表4 発生時における業務の仕分けの考え方

		業務の性格	発生時の体制（例）	稼働人員
発生時継続業務	強化・拡充業務	政府行動計画や対策ガイドラインで取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの	- 初動期から、状況に応じ体制を維持、強化 - 縮小・中断業務から人員補充	【増加】 通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。
	一般継続業務	- 最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの - 発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務	- 初動期から、状況に応じ体制を維持 - 必要に応じて、縮小・中断業務から人員補充 - 可能な範囲でテレワークを活用	【若干減少】 通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。
発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）		中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務 ※施策の実施が遅れることにより国民生活や社会経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの。	- 初動期から、状況に応じ業務縮小を開始し、強化・拡充業務へ人員を補充 - 必要に応じて、交代での勤務を活用 - 可能な範囲でテレワークを活用	【大幅減少】 通常人数から出勤不可能人数及び強化・拡充業務への補充人数を減じる。

5. 必要な人員、物資及びサービスの確保

5.1 基本的な考え方

- 実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に業務継続計画が有効に機能するためには、各業務で必要となる人員数や事業者名が特定される詳細な形式により人員計画や物資調達計画等を策定しておくことが必要である。
- 発生時継続業務の範囲決定後、その業務に関して必要となる人員、物資等（必要資源）を整理する。発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）についても、縮小又は中断するための手続きや広報が必要となり、また、代替策を講ずる必要が生ずる場合もあると考えられ、これらに関わる業務と必要な人員、物資等を整理する。
- なお、新型インフルエンザ等の発生中に他の災害等が発生した場合の人員体制、必要な物資の確保等についても、考慮することが必要である。

5.2 人員計画の作成

- 業務の仕分けを踏まえ、課室・係単位で必要となる人員を確保するための人員計画を作成する。
- その際、通勤時や勤務時の感染リスクを低減するため、勤務体制を工夫する。また、最大 40%の欠勤率を想定し、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するような計画とする。また、学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小などにより、出勤が困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを織り込んだ上で、人員計画を作成する。
- なお、地震等を対象とした業務継続計画を策定する場合、復旧時間の目標等を設定する場合が多いが、新型インフルエンザ等の場合には、被害が長期間にわたり、不確実性が高いことから、同様の目標を設定することは難しい。このため、感染症の感染拡大状況により柔軟に人員計画を検討する必要がある。検討に当たっては、各部署において、3.2 業務継続の基本方針で示す各時期における発生時継続業務の業務水準の目標を設定し、事態の進展等も考慮しつつ、それを達成できる人員体制を整備することが望ましい。

（人員の確保）

- 人員計画の作成に当たっては、発生時継続業務について、部署間応援の実施を検討する。その際、発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）に従事している者の部署間応援が可能となるよう、人事の在り方を整理する。〔参考 2 参照〕

- 発生時継続業務を実施するための専門知識が必要な職員（例えば、特別な資格や技能を有する職員）については、まず、可能な限り代替性を高めるための方策を講じる。代替の手段としては、スキルの標準化、教育訓練、バックアップ要員の確保などが考えられる。〔参考3参照〕

（通勤方法）

- 職員の通勤時における感染リスクを低減するため、フレックスタイム制や早出遅出勤務の活用による時差出勤や交代での勤務、自転車・徒歩等による出勤について検討を行う。

（注）新型インフルエンザ等発生時の公共交通機関の運行については、政府行動計画において、公共交通機関は旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛けなどが想定されるとしており、国土交通省・統括庁・厚生労働省を中心に、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知することとなっている。また、政府行動計画に基づき、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らす目的で国からの要請を受けて、減便等の運行方法の変更等を行う可能性がある。

- 自家用車による通勤については、道路渋滞を引き起こす懸念があるので、実施については、道路混雑の状況を踏まえた判断が必要である。

（テレワーク）

- 「国家公務員におけるテレワークの適切な実施の推進のためのガイドライン」（令和6年3月 内閣官房内閣人事局・人事院）において、各府省等は、テレワークの実施可能場所や対象となる業務及び職員、職員が実施を希望する際に必要な申告事項などを内規等において定めておくこととされている。その際、新型コロナウイルス感染症対応を経て、テレワーク関連の内規やより円滑に自宅等で業務を行うためのシステムが整備された点について考慮する。
- また、上記の内規等を定める際には、感染症の拡大防止等の対応を採る必要がある場合等、職員の希望・申告がなくても職務命令により職員にテレワークを実施させる例もあることを事前に明らかにしておくことが適当とされている。

（人員計画の円滑な実施）

- 人員計画を円滑に実施するため、各府省等の業務継続計画の実施責任者が新型イ

ンフルエンザ等発生時の職員及び同居者等の感染状況、職員の出勤状況等を速やかに把握するための具体的手順、職員の症状別の対応と人事制度上の取扱（テレワーク又は自宅待機の命令等）等を整理する（表5）。

- 人員計画の策定・実施に当たっては、業務継続計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。

（公務上の災害等）

- 職員が公務中又は公共交通機関を利用して通勤している間に新型インフルエンザ等に感染し、健康被害が生じた場合、公務災害又は通勤災害が認められる可能性があることから、個別事案ごとに認定のために必要な調査を行い、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）等に基づき、適切に公務災害及び通勤災害の認定を行うことが必要である。
- また、新型インフルエンザ等の発生時、職員に対し、特定接種を行うこととした場合であって、副反応による健康被害が生じたときは、予防接種健康被害救済制度の対象となると同時に、補償法に基づく補償の対象になる可能性がある。

表5 職員の症状別の対応と人事制度上の取扱

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動等	職員の対応及び人事制度上の取扱※ ¹⁾	備考（法令上の規定、行動計画等の記述）
新型インフルエンザ等様症状あり	—	入院、外出自粛又は自宅療養 （検疫時においては隔離、停留又は宿泊施設待機要請）	病気休暇取得 ※新型インフルエンザ等様症状がある場合、病気休暇を取得（症状を有しているにもかかわらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる。）	感染症法第19条に基づき、都道府県が入院を命令。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県等が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第14条第1項第1号に基づき隔離、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第1項に基づき宿泊施設待機要請）
新型インフルエンザ等様症状なし ※ ³⁾	患者との濃厚接触あり（濃厚接触者）（検疫時においては発生国・地域の滞在歴を含む。）	外出自粛 （検疫時においては健康監視、停留又は居宅等又は宿泊施設待機要請）	特別休暇取得	感染症法第44条の3、都道府県等が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3に基づき健康監視、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第2項に基づき居宅等又は宿泊施設待機要請）
		学校・社会福祉施設等（保育所・介護老人保健施設等の通所サービス等を提供する施設）の休業等への対応	年次休暇取得等※ ²⁾ 職務命令によるテレワーク	学校・社会福祉施設等の施設使用制限等については、特措法第45条第2項に基づき、都道府県が要請。

※1：職員の対応、人事制度上の取扱については、各府省等の人事担当課に確認すること

※2：年次休暇、育児休業又は介護休暇の取得が考えられるが、テレワークを命ずることも可能であり、要件等については各府省等の人事担当課に確認すること

※3：新型インフルエンザ等様症状がない人は、状況に応じテレワークを命じることも可能と考えられる。

5.3 指揮命令系統の明確化

- 業務上の意思決定者である幹部が感染する場合も想定し、各府省等の意思決定が滞ることがないようにする必要がある。
- 発生時継続業務に携わる幹部については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該幹部が感染し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを明確にする必要があり、例えば、次の事項について検討しておく。また、幹部と代行者が同時に感染するリスクを低減するため、交代で勤務する等の方法についても検討する。

<検討事項>

- ・ 職務を代行するタイミング（条件）、現状復帰するタイミング
- ・ 代行対象とする職務の内容・権限の範囲
- ・ 代行予定者に対する事前の研修
- ・ 幹部と代行予定者の情報共有（引き継ぎ等）の方法

5.4 物資・サービスの確保

- 各府省等が業務の継続を行うためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても、継続して確保することが必要な物資・サービスが存在する。
- このため、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップし、必要な物資については計画的に備蓄を進める。〔参考4 参照〕
- また、それらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。〔参考5 参照〕
- 各府省等やその共済組合が運営する病院・診療所においても、業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ等発生時の診療方針及び体制を明確にするとともに、感染症対策物資等の備蓄方針を検討することが必要である。

5.5 情報システムの維持

- 新型インフルエンザ等発生時には、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。
- 新型インフルエンザ等の被害は主に人的なものであるため、情報システムが物理

的な被害を受ける可能性は低い。ただし、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定し、十分な備えを行っておく必要がある。（情報セキュリティに関しては、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」（2020年1月30日、サイバーセキュリティ戦略本部改定）も参照のこと。）

- また、国民の不安が高まった場合には、アクセス数の増加によりシステム障害等が発生する可能性もある。アクセス数の増加に備えて、稼動可能性の有無やバックアップ体制等について検討する必要がある。
- なお、テレワークを拡大する場合、サーバへのアクセス数が増加することになるため、システム障害等を発生させないための方策の検討を行う必要がある。また、情報通信速度やセキュリティ面についても確認しておく必要がある。さらに、在宅からの各府省等内 LAN へのアクセスが困難となった場合に備え、自宅に代わる代替拠点についても検討する必要がある。

6. 感染対策の検討・実施

- 各府省等は、新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止するために、必要十分な感染対策を講じる必要がある。そのため、平時から開始するものを含め、実施する感染対策を定める。

(1) 平時における感染対策の検討

- ① 職場における感染リスクについて、業務内容も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスクを低減する方法を検討する。
 - a 発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ方法を検討する。
 - b 多数の者と接触する機会のある各府省等においては、特に感染対策を充実させる必要がある。訪問者等に対しても、その理解を得つつ、感染対策の実施を要請することを検討する。
- ② 感染対策の実効性を高めるため、職場で感染した可能性がある者がいる場合を想定し、以下のような対応措置を立案する。
 - a 職場で感染の疑いのある者が発見された場合を想定し、対処する作業班を決める。
 - b 個人防護具や消毒薬等を備蓄する。

(2) 発生時における感染対策

- 以下に示すものは一般的な感染症対策として行われている事例であるが、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、ホームページ等⁷を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。

ア) 一般的な留意事項

- 職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。
 - ① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
 - ② 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
 - ③ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

イ) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

7 参考1：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

参考2：内閣感染症危機管理統括庁、「事業者の皆さまへ」
(<https://www.caicm.go.jp/business/index.html>)

- ① 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う⁸。
 - a 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。
 - b 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。
 - a 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。
 - b 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
 - c 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

※上記①および②の感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

ウ) 職員の健康状態の確認等

- 各府省等は、欠勤した職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

エ) 庁舎内で職員が発症した場合の対処

- ① 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個

⁸ 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。

- ② 通常、職員本人あるいはその家族からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、各府省等は、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養、宿泊療養まで治療方針は変化する可能性があるため、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

なお、新型インフルエンザ等の流行初期には、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者を含む）は入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、流行初期以降の感染が拡大している時期には、患者の症状の程度から、入院の必要性の有無を判断する場合もある。患者に入院治療の必要性が認められない場合は、自宅療養や宿泊療養を行うことが考えられる。

（職員の同居者等が発症した場合の対応）

- ③ 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- ④ 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性がある。各府省等は、国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- ⑤ また、特に保護者・介護者である職員については、こどもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

（３）海外勤務する職員等への対応

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、各府省等は、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ① 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ② 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。

- ③ 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にし、具体的な対応方針等を検討することが望ましい。

（参考）特定接種

- 特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務や、新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務等に従事する公務員については、特定接種の対象となり得る。
- ワクチンについては、副反応のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。

7. 業務継続計画の実施

7.1 業務継続計画の発動

- 各府省等は、国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部等が設置された場合、統括庁と緊密な連携を図りつつ、それぞれ対策本部等を開催して、事態の状況に応じてあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。

7.2 状況に応じた対応

- 各府省等における業務継続計画の実施責任者は、事態の進展に応じ、計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。
- また、人員体制等を状況に応じて柔軟に変更できるよう、必要に応じ、複数の選択肢を用意しておくことが望ましい。
- 発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく、対応を検討する必要がある。

7.3 通常体制への復帰

- 政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、各府省等は、通常体制への段階的な移行を検討する。

8. 業務継続計画の維持・管理等

8.1 関係機関等との調整

- 業務継続計画の策定に当たっては、関係機関や事業者の事業継続計画、各国政府の行動計画等を把握し、それらを念頭に置くことも必要である。
- 業務継続計画案を策定した後、業務遂行上関係のある他の各府省等、地方公共団体その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

8.2 公表・周知

- 各府省等は、策定した業務継続計画について、外部の関係者に関わる部分を含む概要を公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対し、業務継続計画に関する広報を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。
- なお、個々の氏名を記載した人員計画や帳票等については、個人情報に当たることから、公表しない。

8.3 教育・訓練

- 業務継続計画の実施責任者は、発生時継続業務に従事する職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。
- 教育・訓練については、各府省等全体で計画的に実施する。訓練を行うに当たっては、例えば、発症者による欠勤率が高まった場合や交代での勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制をとる場合等を想定し、各府省等内での役割分担を確認する等の実践的な訓練を実施することにより、各府省等横断的な課題分析を行うことが望ましい。
- また、庁舎内において発症者が出た場合に対応する作業班員、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者などの場合、適切な個人防護策を講じることが必要であるため、これらの職員に対しては、個人防護具の着脱訓練等の実践的な教育・訓練を行うことが望ましい。

8.4 点検・改善

- 業務継続計画の策定後、各府省等の実施責任者は、人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報更新の状況、教育・訓練の実施状況等について、定期的に各部署の取組状況を確認し、必要に応じ、改善を求める。
- 新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の修正を行う。

参 考 資 料

参考１：業務継続計画の目次（例）

項目（案）	内 容
1. 基本的な考え方	
1.1 背景	被害状況の想定等
1.2 基本方針	業務継続計画の基本的考え方
1.3 他計画との関係	首都直下地震等との関係
2. 実施体制	
2.1 平常時の体制	各府省等の意思決定システム等
2.2 発生時の体制	各府省等の意思決定システム等
2.3 他機関との連携	地方公共団体・事業者との連携
3. 発生時継続業務等	
3.1 業務継続の基本方針	各府省等に期待される役割、業務の仕分けの考え方
3.2 強化・拡充業務	具体的な業務の内容
3.3 一般継続業務	具体的な業務の内容
3.4 縮小・中断業務	具体的な業務の内容
4. 人員、物資等の確保	
4.1 人員計画	各府省等全体、各部署における人員計画、勤務体制、指揮命令系統等 ※氏名を入れた具体的計画については、業務継続計画の内部資料として作成
4.2 物資・サービスの確保	物資の備蓄方針、関係事業者との連携
4.3 情報システムの維持	情報システムの維持方針等
5. 感染対策の徹底	
5.1 職場での感染対策	具体的な感染対策
5.2 発症者への対応	業務継続、発症者が出た場合の対応
6. 業務継続計画の実施	
6.1 発動	タイミング等
6.2 状況に応じた対応	人員体制等の変更、必要な調整
6.3 通常体制への復帰	タイミング等
7. 業務継続計画の維持・管理等	
7.1 関係機関等との調整	計画の調整
7.2 公表・周知	概要の公表、関係者への周知
7.3 教育・訓練	教育・訓練
7.4 点検・改善	業務継続計画の見直し

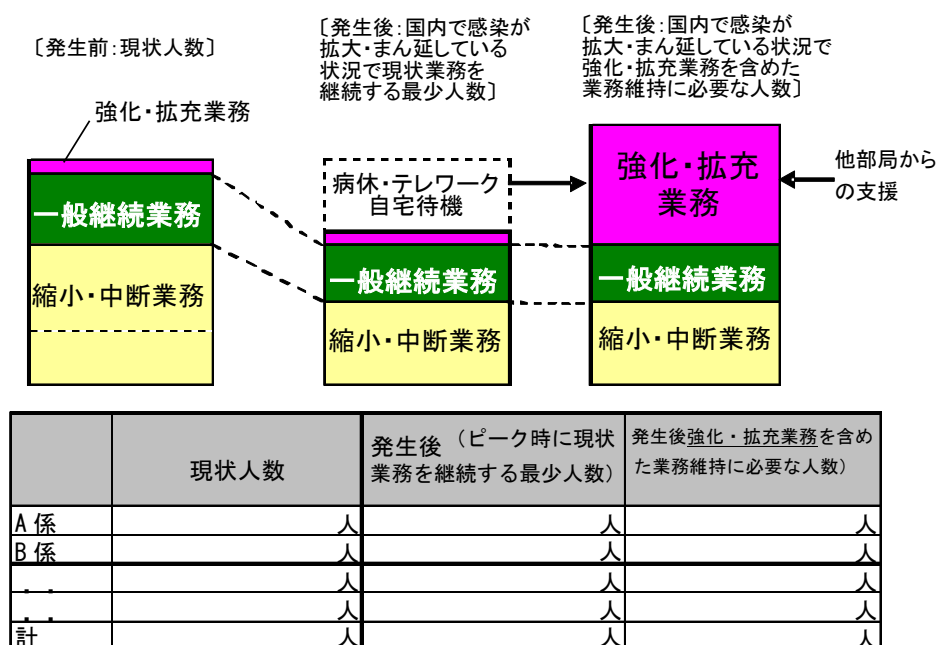
参考 2：勤務形態の検討（例）

○ 発生時継続業務を中断しないための勤務形態の検討例を示す。

①帳票を利用して人員計画を策定

- ・ 課室ごとに業務の継続に必要な人員数を記載した帳票を作成し、人員の過不足を確認し、必要があれば、他の部署からの応援を要請する。
- ・ まず、例えば、係ごとに、平常時における業務を、強化・拡充業務、一般継続業務、縮小・中断業務に区分する。
- ・ その上で、当該係において、国内で感染が拡大・まん延している状況における一般継続業務及び縮小・中断業務のために必要な最小限の人員数を確認する。
- ・ また、当該係において、強化・拡充業務に従事する人員を想定し、上記の人員数に加えることにより、国内で感染が拡大・まん延している状況で必要と予想される人員数を算出する。

表 人員計画を策定するための帳票のイメージ



- 各課室において、帳票に基づき、各係と業務区分ごとの必要人員数を確認した上、府省や部局における業務継続計画の実施責任者に対し、他の部署からの応援を要請し、又は他の部署への応援可能人員を報告する。
- 検討に当たっては、まん延時に職員の最大 40%が欠勤することを想定する。
- 各課室において、他の部署から派遣され、各係の発生時継続業務の応援を行う者や他の部署の応援に行く者の氏名をリスト化する。
- 併せて、発生時継続業務への応援を開始するための要件（職員の欠勤数等）を決めておく。

参考３：各課室で把握・管理すべき職員の代替要員（整理の例）

- ・発生時継続業務に従事する職員が新型インフルエンザ等発生時に出勤困難となる場合を想定し、出勤できない可能性や代替要員に求められる資格・経験を整理するとともに、代替要員の確保が可能であれば、リストアップする。

職級	現職員	現業務（所属）	②必要な資格・職歴	③出勤できない可能性（具体的な理由）	代替要員		備考
					氏名	所属	
行 1	内閣 花子	内閣感染症危機管理統括庁	なし	共働きであり、保育所休止の場合、出勤困難	健康太郎	内閣官房副長官補室	代替要員は自転車通勤（30 分）

（注）

②については、代替要員の確保の際に必要なとなる資格・職歴の要件を記入する。

③については、通勤困難となる可能性や理由（例：満員電車で○分乗車して通勤、共働き（一人親）であり保育所を利用等）を記入する。

参考４：備蓄品リスト（例）

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、特措法第 10 条に基づき、必要な物資及び資材について備蓄を行う。

使用者	物品	留意点
一般職員	不織布製マスク	・ 職員は、必要に応じ、執務室内において自らのマスクを着用することが促される ・ 使い捨て
	速乾性擦式消毒用アルコール製剤	
	庁舎内等消毒剤	
	清拭用資材（タオル、ガーゼなど）	
	ふた付きゴミ箱	・ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュを捨てる際は、感染対策の観点から、ゴミ箱はふた付きの方がより望ましい。
	食料品	・ 宿直職員や深夜勤務職員用
	抗インフルエンザウイルス薬	・ 各府省等内の診療所で新型インフルエンザ患者の診療を行う場合、タミフル・リレンザ等を備蓄
診療所職員 水際対策関係者等 （使用することが想定される者には、あらかじめ着脱訓練等を実施することが望ましい）	アイソレーションガウン	・ 水を通さない材質 ※80 度 10 分間以上の熱水消毒と乾燥を行う等、十分に清潔にし、その行程に耐えうるアイソレーションガウンを使用する場合には、再使用を否定するものではない。
	非滅菌手袋	・ 水を通さない材質（素材はニトリルあるいは塩化ビニル） ・ 手指にフィットするもの ・ 使い捨て
	N 9 5 マスク	・ 使い捨て
	ゴーグル（フェイスシールド）	・ 患者由来の液体が目に入らないように防御 ・ 救急搬送後、十分な消毒を行った場合には再使用可能

参考5：業務継続に必要なサービス・消耗品のチェックリスト（例）

- ・ 新型インフルエンザ等発生時において、装備・資器材やサービスの調達が可能かどうかを検討し、必要に応じて備蓄や内製等の対策を講じる。

区分	消耗品・資器材、保守業務	必要数量	調達間隔（時期）	調達・委託業者	業者が休業した場合の対応策
サービスの調達	庁舎管理			業者名： 連絡先：	
	警備			業者名： 連絡先：	
	設備の保守・点検			業者名： 連絡先：	
	食堂			業者名： 連絡先：	
	宿直職員のための食料品・飲料水等			業者名： 連絡先：	
	宿直寝具等のクリーニング			業者名： 連絡先：	
	清掃（執務室・トイレ）			業者名： 連絡先：	
	医療廃棄物の処理（診療所から排出される廃棄物）			業者名： 連絡先：	
				業者名： 連絡先：	
消耗品の調達	医薬品			業者名： 連絡先：	
	速乾性擦式消毒用アルコール製剤			業者名： 連絡先：	
	不織布製マスク			業者名： 連絡先：	
	庁舎内等消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノール、エタノール等）			業者名： 連絡先：	
	その他消耗品（ ）			業者名： 連絡先：	
				業者名： 連絡先：	

（注）診療所から排出される医療廃棄物は、増加することが予想される。

参考 6：職場における感染対策（例）

基本方針（案）	実施方法（具体例）
①業務・通勤方法の見直し	
業務の絞込み	・ 緊急性のない業務の縮小又は中断
勤務時間・場所の見直し	・ テレワークの活用 ・ フレックスタイム制や早出遅出勤務の活用
業務方法の見直し	・ 出張の中止 ・ 対面会議の中止（電子メール・電話・オンライン会議の利用等）
出勤方法の見直し	・ 公共交通機関を用いない方法（自転車、徒歩等）による出勤の検討 ・ 公共交通機関を用いて出勤せざるを得ない場合、マスク着用等の咳エチケットの徹底を促す。
②入館管理	
インフルエンザ等様症状を有する職員の出勤自粛	・ 職員に出勤前の体温測定を促し、発熱症状のある場合には、都道府県等が設置する相談センターに相談した上、その結果を連絡させる。当該職員に対しては、必要に応じて、病気休暇を取得するよう要請する。 ・ 適宜、出勤時の問診又は体温測定を行う。
来訪者及び職員の庁舎内への入場制限	・ 庁舎の入り口及びホームページに、入場制限をしている旨を掲示する。 ・ 発熱している職員や訪問者は、出勤や入場を拒否する。 ※発熱による来所制限は、通常であれば 38 度以上が目安と考えられるが、各府省等の判断によりそれ以下としてもよい（耳で測定する場合、又はサーモグラフィーで測定する場合、外気温の影響を受けやすいことに注意する。）。
入場者へのマスク着用の促進	・ 来訪者には、必要に応じ、マスク着用を促す。
来訪者の執務室内への入場禁止	・ 執務室への入場を禁止する。 ・ 来訪者が立ち入れる場所（会議室等）を設定する。
③執務室内での感染防止	
手洗い・手指消毒	・ 職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いを行う。そのために、訪問スペースに入る前に手洗い場所（手指消毒場所）を設置する。手洗い場所の設置が難しい場

		合、速乾性消毒用アルコール製剤を設置することも有効である。
	換気	・ 空気の流れを考慮した換気を行う。 ・ 必要に応じて空気清浄機等を使用し十分な換気量の確保を行う。
	対面の会議の中止	・ 相談や説明は、電話やメール等で行う。
	不織布製マスクの着用	・ 発症した職員に対し、マスクを着用させる。 ・ 窓口業務等、特に着用が推奨される職員のうち、何らかの理由で自らのマスクを持っていない職員に対しては、必要に応じ、備蓄しておいたマスクを配布する。
	使用済ティッシュペーパーの処理	・ ふた付きの専用ゴミ箱を置く。
	④その他	
	食堂での感染対策	・ 食堂の時差利用又は座席配置の工夫等により接触距離を保つ。 ・ パーティションの設置等を行い、飛沫による感染リスクを低減する。 ・ 食事中の会話は原則禁止し、食事でマスクを外す際のルールを決める。